

令和3年度

第11回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年2月7日(月)午前10時00分  
場所 豊後高田市役所高田庁舎  
本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

| 議席番号 | 氏名    | 出欠 | 議席番号 | 氏名    | 出欠 | 議席番号 | 氏名   | 出欠 |
|------|-------|----|------|-------|----|------|------|----|
| 1    | 佐々木弘幸 | ○  | 6    | 神田三重子 | ○  | 11   | 河野三男 | ○  |
| 2    | 友延都茂子 | ○  | 7    | 河野孝也  | ○  | 12   | 市成信正 | ○  |
| 3    | 河野利治  | ○  | 8    | 野間保廣  | ○  | 13   | 和泉陣  | ○  |
| 4    | 川野元憲司 | ○  | 9    | 宗一則   | ×  |      |      |    |
| 5    | 中野正年  | ○  | 10   | 内田勝夫  | ○  |      |      |    |

農地利用最適化推進委員 2名

永野次郎委員 羽矢勝幸委員

事務局職員 3名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋  
総括主幹 伊藤 康輔

市農業振興課 主幹 寺谷 健司

会議に付した事件

- 議案第71号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第73号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- 議案第74号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第75号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第76号 非農地証明願について
- 議案第77号 農業振興地域整備計画の一部変更について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局 長

それでは、第 11 回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 12 名、欠席委員 1 名で、過半数を超えております。

従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。

議 長

みなさん、おはようございます。オミクロン株による流行第 6 波が依然として猛威をふるっており、まだ先が見えない状況下で、全国では 9 万人超え、大分県でも 400 人超えということで、豊後高田市でも毎日のように 4～5 人程度の感染が報道されております。

私達もなるべく自粛を重ね、メディアを通して、個々、人への対処方針などきめ細やかな情報提供が必要です。

それから伝統的な祭りや各種行事、自治会総会や研修会など全て延期や中止となっております。農業委員会でも 3 月に宮崎方面へ研修を予定しておりましたが延期ということでございます。コロナが落ち着いたら、みなさん方と協議し計画を実行していきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしく願います。

それでは座って進行させていただきます。

ただいまから、令和 3 年度第 11 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、2 番：友延都茂子委員及び 3 番：河野利治委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆様のご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第 71 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。

本議案中、申請番号 93 番の案件は 10 番：XXXXXXXXXXに係る案件ですので、先に申請番号 93 番を審議し、その後、残りの案件の審議をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、申請番号 93 番を先に審議することに決しました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 31 条の規定より、ここで■■■■の退席をお願いします。</p> <p>(■■■■ 退席)</p>  |
| 議 長 | <p>それでは、事務局から提案します。</p>  |
| 事務局 | <p>議案第 71 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請の内、申請番号 93 番について意見を求めます。1 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 93 番、所在が■■字■■番で、地目は畑、面積が 657 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。</p> <p>以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>  |
| 議 長 | <p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 議 長 | <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>それでは、■■■■の入室を許可します。</p> <p>(■■■■ 入室)</p>   |
| 議 長 | <p>次に、議案第 71 号ついて、残りの案件の審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p>  |
| 事務局 | <p>それでは引き続き、議案第 71 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について意見を求めます。1 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 91 番、所在が■■字■■番■■で、地目は田、面積が 3,092 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■の■■■■さんです。</p>   |

申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 92 番、所在が■■字■■番■■外■■筆で、地目は田、合計面積が 1,255 m<sup>2</sup>、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 94 番、所在が■■字■■番■■外■■筆で、地目は田、合計面積が 462 m<sup>2</sup>、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 95 番、所在が■■字■■番■■で、地目は田、面積が 1,407 m<sup>2</sup>、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 96 番、所在が■■字■■番■■外■■筆で、地目は畑、合計面積が 586 m<sup>2</sup>、渡人が■■の■■さんと■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 97 番、所在が■■字■■番■■で、地目は田、面積が 441 m<sup>2</sup>、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 72 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 72 号、農地法第 4 条の規定による農地転用について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 3 ページをご覧ください。

申請番号5番、申請地は、[ ]字[ ]番[ ]で、地目は畑、面積が790㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は駐車場兼資材置場用地です。

市道[ ]線から[ ]線に入り約[ ]mの場所に位置し、東に[ ]、北と西を[ ]、南を[ ]に接しています。

利用計画についてですが、申請者は牛の肥育業をおこなう個人で、申請地に農業用車両の駐車場と資材置場を整備する計画です。

土地造成についてですが、現状のまま整地し碎石を敷く計画で、隣接地との大きな段差もないことから土砂の流出の恐れはないものと考えられます。

雨水排水については、自然浸透のほかオーバーフロー分については、北側と東側の境界に沿って新設する側溝で集水し、西側の既設側溝を経て市道側溝に排水する計画です。

建築物は設けないため、日照及び通風に影響はなく、周囲の営農に支障はないものと考えられます。

申請者は、現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、その他の法令により義務づけられている行政庁との協議はありません。

転用に要する工事は、工事費として約[ ]円を見込んでおり、これを超える預金残高が記載された金融機関が発行した残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和4年3月7日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合」に該当します。

以上です。

議長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。

申請番号5番につきまして、羽矢勝幸推進委員からお願いします。

羽矢勝幸  
推進委員

1月24日、事務局及び農業委員と現地を確認した結果、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

同じく現地確認をしていただきました6番：神田委員からも意見があればお願いします。

6番：

はい。24日に事務局と羽矢委員と一緒に現地確認いたしました。なんら問

|      |   |
|------|---|
| 神田委員 | 題はないと思います。よろしくお願ひします。   |
| 議 長  | <p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>   |
| 議 長  | <p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議 長  | <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 73 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。事務局から提案します。</p>  |
| 事務局  | <p>議案第 73 号、農用地利用集積計画の決定について議案書の 5 ページになります。農用地利用集積計画 (案) についての権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号 3 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番で、地目が田、面積が 3,233 m<sup>2</sup>、渡人が ■■■ の ■■■ さんです。</p> <p>本件は、大分県農業農村振興公社がいったん農地保有し、今後農地売買支援事業により、地域の担い手へ売却を予定するものです。</p> <p>申請番号 4 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番で、地目が田、面積が 4,204 m<sup>2</sup>、渡人が ■■■ の ■■■ さんです。</p> <p>本件につきましても、大分県農業農村振興公社がいったん農地保有し、今後農地売買支援事業により、地域の担い手へ売却を予定するものです。</p> <p>以上であります。</p> |
| 議 長  | <p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>   |
| 議 長  | <p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 議 長  | <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 74 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。</p>  |

事務局

議案第 74 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。

それでは、集積表が 14 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 21,118 m<sup>2</sup>、畑の面積が 34,392 m<sup>2</sup>の合計面積が 55,510 m<sup>2</sup>で、利用権を設定する農家数 22 戸、利用権の設定等を受ける農家数 11 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 36,809 m<sup>2</sup>、使用貸借に係る面積 18,701 m<sup>2</sup>です。

詳細につきましては、議案書 6 ページから記載していますのでご覧ください。

以上、提案します。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 75 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 75 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 8 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。別紙の農用地貸付調書をご覧ください。

1 ページ目で、借受者 ■■■■■ さんに面積が 5,950 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

2 ページ目で、借受者 ■■■■■ さんに 4 件の合計面積が 3,856 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

3 ページ目で、借受者 ■■■■■ に 7 件の合計面積が 7,201 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

4 ページ目で、借受者 ■■■■■ さんに 2 件の合計面積が 2,993 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

|              |   |
|--------------|---|
| 議 長          | <p>5 ページ目で、借受者 ████████ さんに 8 件の合計面積が 8,720 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。</p> <p>6 ページ目で、借受者 ████████ さんに 3 件の合計面積が 1,530 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。</p> <p>以上、提案します。</p>  |
| 議 長          | <p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>   |
| 議 長          | <p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 事務局          | <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 76 号、非農地証明願についての審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p>  |
| 議 長          | <p>議案第 76 号、非農地証明願についてです。議案書 16 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 31 番、所在が █████ 字 █████ 番 ■ で、地目は畑、面積 300 m<sup>2</sup>、申請人は、████ の █████ さんです。</p> <p>申請の内容は、昭和 21 年頃から、親族が家を建て住んでいる。申請者が相続後も耕作できなかった。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。</p> <p>現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 永野次郎<br>推進委員 | <p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思えます。</p> <p>申請番号 31 番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。</p>   |
| 議 長          | <p>去る 1 月 21 日、私と永野委員と事務局で現地を確認しました。事務局の説明とおりで問題ないと思えます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 5 番：中野委員からも意見があればお願いします。</p>  |



5番：  
中野委員

はい。先程、事務局が説明したとおり問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第50号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業振興課から提案いたします。

農業振興課

お手元の資料の「農用地利用計画変更理由書」によりご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、豊後高田市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の一部を変更したいので、同法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき農業委員会に意見を求めるものでございます。

今回の申出は、除外が8件で28筆、24,103㎡であります。それでは、1ページめくっていただき、農用地利用計画変更一覧表をもとに説明します。

箇所番号1、4・5ページです。■字■、畑、962㎡、外■筆で、申出者が■さん、非農地申請をしたいという内容です。

箇所番号2、6・7ページです。■字■、畑、1,160㎡、申出者が■さん、太陽光発電施設を建設したいという内容です。

箇所番号3、8・9ページです。■字■、畑、1,238㎡、外■筆で、申出者が■さん、非農地申請をしたいという内容です。

箇所番号4、10・11ページです。■字■、畑、1,419㎡、外■筆、申出者が■さん、山林に転用したいという内容です。

箇所番号5、12・13ページです。■字■、畑、217㎡、申出者が■さん、非農地申請をしたいという内容です。

箇所番号6、14・15ページです。■字■、畑、369㎡、外■筆、申出者が■さん、駐車場用地及び資材置場として申請をしたいという内容です。

箇所番号7、16・17ページです。■字■、畑、3,356㎡、申出者が■さんです。17ページの図面にあります上側の施設は■です。駐車場用地として施設を拡大したいという



次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。19ページになります。  
報告のありました農地所有適格法人は、有限会社 [REDACTED] です。  
内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。  
以上であります。

議 長

この件につきまして、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。  
これを持ちまして、令和3年度豊後高田市農業委員会第11回総会を閉会  
します。お疲れ様でした。  
その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。

その他の事項 (別紙配布)  
(農地等利用最適化活動の推進並びに月別活動報告書等の提出について)  
(農業委員の行事について)  
(非農地通知に係る分科会の開催について)  
(次回(令和3年度:第12回)総会について)

午前10時28分  
令和3年2月7日